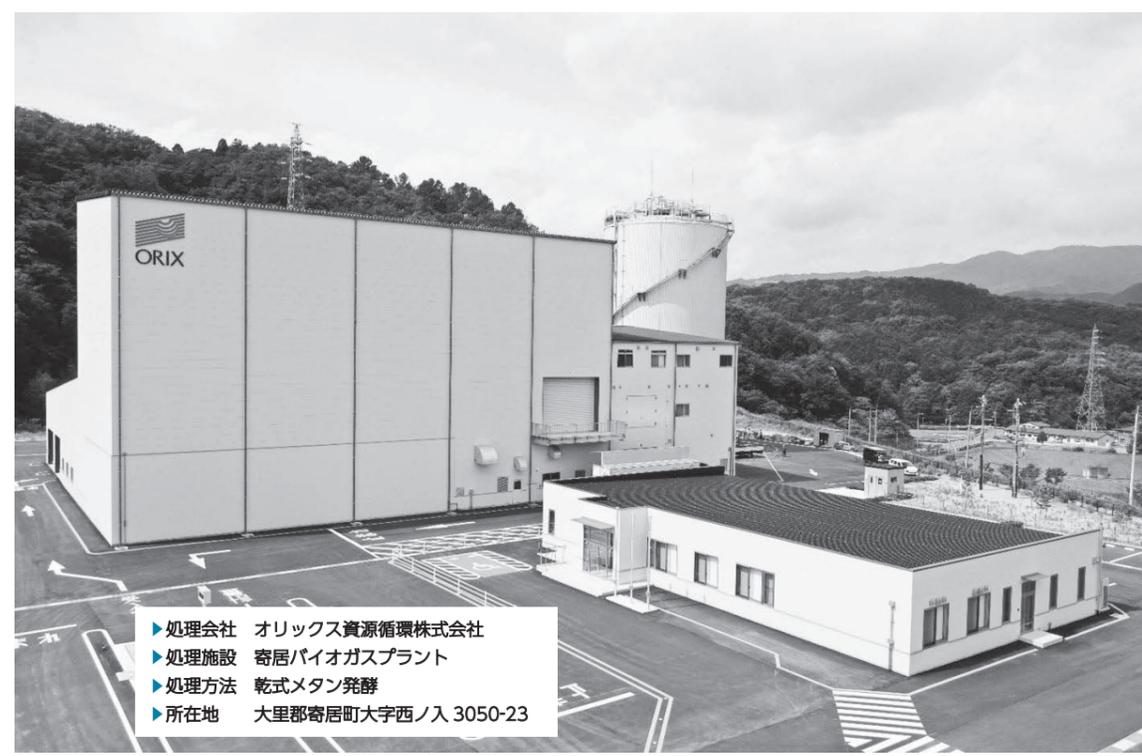


令和4年度より

可燃ごみの処理方法が変わります

分別方法も一部が変更になります



▶ 処理会社 オリックス資源循環株式会社
▶ 処理施設 寄居バイオガスプラント
▶ 処理方法 乾式メタン発酵
▶ 所在地 大里郡寄居町大字西ノ入 3050-23

分別方法の変更

処理施設の変更に伴い、左記のとおり可燃ごみの分別方法が変わります。令和4年4月から可燃ごみを出す際はご注意ください。詳しくは、令和4年度のごみカレンダーや町ホームページでお知らせします。

分別方法が変わります

従来可燃ごみで出せていたもの 4月1日からの新たな出し方
切断したカーテン、カーペット、じゅうたん、シーツ、タオルケットなど **粗大ごみ***

最長辺 40cm以内とし、直径 30cm程度に束ねて **可燃ごみ**
(直径 3cm以上の枝は粗大ごみ)

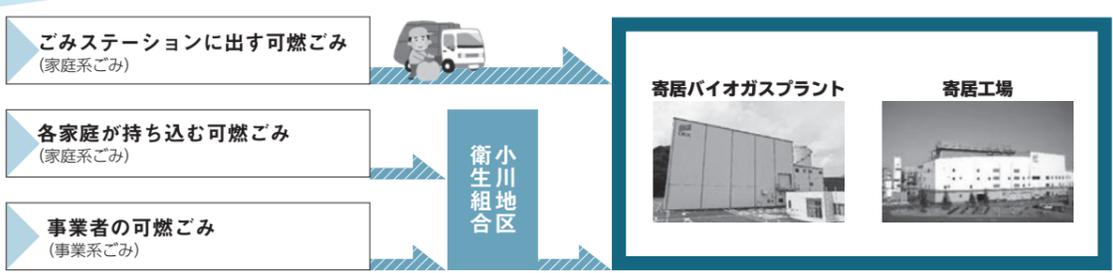
厚さ 3cm以上の板など **粗大ごみ**

※カーテン、カーペット、じゅうたん、シーツ、タオルケットなどは切断しても「可燃ごみ」では出せません。
※衣類は「発酵不適物」に該当します。「資源物」で排出をお願いします。(毎週水曜日の収集の時に出示してください。)

粗大ごみの処理方法 (従来と同様です)

- 1 小川地区衛生組合に直接搬入
- 2 有料の戸別収集を申請して処理 (役場での申し込みが必要です)

処理施設搬入までの流れ



新たな処理方法 (焼却からメタン発酵へ)

民間委託するに伴い、公募型プロポーザル方式による企画提案を経て、オリックス資源循環(株)の寄居バイオガスプラントを可燃ごみの主たる処理施設とすることを決定しました。
この施設は、可燃ごみに含まれる食品廃棄物や紙ごみなどのバイオマス資源をメタン菌により発酵させることでバイオガスを生成させ、このバイオガスを発電用燃料

小川地区衛生組合は、小川町、嵐山町、滑川町、ときがわ町及び東秩父村で構成され、管内のごみ処理を行っています。組合のごみ焼却施設は、稼働から45年が経過し、施設の老朽化が課題となっていました。
今後の施設のあり方を検討するため、検討会を組織し、可燃ごみの処理のあり方を協議しました。その結果、現在のごみ焼却施設は、令和3年度をもって閉炉することとし、令和4年度より、可燃ごみの処理を民間委託することになりました。

受入禁止物

次の15品目は、受入禁止物とされています。施設の故障の原因となるため、可燃ごみには絶対に入れないでください。きちんと分別し、適切な処分をお願いします。

- 1 許可されていない廃棄物 (医療性廃棄物など)
 - 2 メタン発酵を阻害する物質 (農薬、殺虫剤等)
 - 3 爆発性物質 (ライター、スプレー等)
 - 4 金属
 - 5 布団、じゅうたん、毛布等
 - 6 シート、縄、ひも類 (幅50cm以上、長さ50cm以上のもの)
 - 7 ガラス、石、岩
 - 8 廃油、廃酸、廃アルカリ
 - 9 レンガ、コンクリート塊
 - 10 家具、板、木 (枝) (太さ3cm以上、最長辺40cm以上のもの)
 - 11 ロール紙、圧縮した紙、大きな紙
 - 12 家電製品
 - 13 蛍光灯、照明器具
 - 14 水銀、電池、バッテリー
 - 15 著しく悪臭を発するもの
- ※今後、追加される場合があります。
資源循環社会の実現には、正しい分別、ごみの減量化が必要です。住民の皆さまのご理解・ご協力をお願いします。

建設環境課 環境担当
TEL 65-0814

発酵しないごみ (発酵不適物)

発酵不適物は、ビニール製品、プラスチック製品、布類などです。



正しい分別、ごみの減量化にご協力をお願いします。

として利用する再生可能エネルギー施設です。焼却を行わないため二酸化炭素の発生を低減することができます。
なお、可燃ごみの中には含まれるプラスチック素材のものなどメタン発酵しないごみは発酵不適物となります。別途処理を行わなければならなくなるため、分別の徹底にご協力をお願いします。